

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年4月30日

【事業年度】 第69期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）

【会社名】 クリヤマ株式会社

【英訳名】 KURIYAMA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 服部 兵衛

【本店の所在の場所】 大阪市淀川区西中島1丁目12番4号

【電話番号】 06(6305)2871

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画本部長 奥村 雅英

【最寄りの連絡場所】 大阪市淀川区西中島1丁目12番4号

【電話番号】 06(6305)5721

【事務連絡者氏名】 取締役 経営企画本部長 奥村 雅英

【縦覧に供する場所】 クリヤマ株式会社東京支社
(東京都千代田区神田駿河台3丁目4番3号 龍名館本店ビル9階)
クリヤマ株式会社名古屋支店
(名古屋市中村区名駅3丁目11番22号 IT名駅ビル2階)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年3月30日に提出しました第69期（自平成20年1月1日至平成20年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

（6）取締役会にて決議することができる株主総会決議事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（6）取締役会にて決議することができる株主総会決議事項

（訂正前）

～ 省略

（訂正後）

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは取締役及び監査役が職務遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。